

**（仮称）鳥羽ホテルプロジェクトに係る簡易的環境影響評価書に対する
三重県環境影響評価委員会 調査審議結果（答申）**

（総括事項）

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が高いことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、詳細な施設計画及び工事内容が明らかとなり、新たな土地の造成等の計画の変更が生じた場合は、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 事業実施区域の近傍に、福祉施設等の環境の保全等について特に配慮が必要な施設が存在することから、地域住民等とのコミュニケーションを十分に図るとともに、適切な環境保全措置を実施し、周辺環境に配慮した事業を行うこと。
- 5 掘削土の運搬・盛土等、周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為について、その他の工事と同一期間に実施する場合は、それらを総合的に予測・評価し、その結果に応じた環境保全措置を検討すること。

（個別的事項）

1 大気質、騒音、振動

- （１）工事中の重機の稼働等に伴う周辺環境への影響については、近接する住居等と使用する重機等の位置関係を踏まえ、適切に予測・評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、当該住居等の生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。
- （２）使用する工事車両や重機等については、低公害車や低騒音・低振動型の機械を導入するとともに、稼働時間が集中しないよう作業の平準化を図るなど、周辺環境に対して十分な配慮を行うこと。

2 水質

- (1) 複数の合併処理浄化槽により汚水処理を行う計画とされているが、具体的な排水の管理方法が不明確であることから、措置報告書に明示するとともに、事業実施区域が総量規制の指定地域であることも踏まえ、排水の濃度・流量管理を適切に行うこと。
- (2) セメント改良土の使用にあたっては、有害金属を含んでいる場合があるため、雨水との接触により有害金属を流出させることがないように、施工前に安全性の確認を行うこと。
- (3) 事業の実施により発生する土砂等を含む濁水について、流出防止のための排水管理を適切に行うこと。

3 土壌・地盤

- (1) 盛土に使用する土については、安定などの力学特性に加え、自然由来の有害金属を含んでいないか確認のうえ、盛土に適している土質のものを使用すること。
- (2) 盛土を行う箇所については、伐採する計画となっているため、切土範囲を縮小し盛土発生量を抑制するなど、可能な限り伐採範囲を最小限とするよう検討すること。なお、盛土工事に際しては、土砂流出による周辺環境への影響を生じさせないように、十分な締固めを行うなど、適切な施工管理を行うこと。
- (3) 建設する構造物によっては、土地の安定性に関する予測結果が大きく変わり得ることから、詳細な設計を検討する段階で、改めて土地の安定性について予測・評価すること。

4 陸生生物・水生生物・生態系

- (1) 生息・生育地に対する土地改変の程度が異なっているにもかかわらず、同一の影響であると予測されているなど、適切な予測結果とは言い難いことから、生物の種ごとに見直しのうえ、必要な修正を行い、措置報告書に反映すること。
- (2) 事業実施区域の立地条件から、渡り鳥にとって重要な渡りの中継地である可能性があるため、その観点を踏まえた予測・評価を行ったうえで、その結果に応じて環境保全措置を検討すること。
- (3) 事業実施区域及びその周辺については、多数の鳥類が繁殖に利用していると考えられることから、主たる営巣期である4月から8月までの間は、樹木の伐採や重機の稼働を行わないなど、適切な環境保全措置を講じること。

(4) 生態系について、上位種に限定して評価するのではなく、餌資源の保全の観点からの予測・評価や環境保全措置の実施も検討すること。

(5) 緑化を行う場合は、在来種を使用するなど、生態系の保全に努めるとともに、環境保全措置として措置報告書に反映することを検討すること。

(6) 工事着手前に、現地での野生動植物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、希少種の存在が確認された場合にあっては、当該生息・生育地を改変区域から除外するなど、回避・低減を前提とした環境保全措置を検討すること。

5 景観

「景観法」及び「鳥羽市景観計画」を遵守のうえ、景観への影響を最小限に留めるよう、計画されている環境保全措置を確実に講じること。

6 廃棄物

(1) 伐採木をチップ化してマルチング材とすることについては、その用途に応じた必要量のみを利用し、その他の木くずは適正に処理すること。

(2) 事業の実施により発生する廃棄物について、法令等を遵守し適正に処理することはもとより、可能な限り再生利用を行うなど、廃棄物発生量の削減に努めること。

7 温室効果ガス

事業の実施に伴い生じる温室効果ガスについては、その発生量の削減に努めること。